

研究ノート

環境モデル都市・水俣に無謀な産廃処分場計画

河 内 俊 英

要 約

水俣市は、悲惨な水俣病で寸断された地域のきずなを回復するために「もやい直し」などに取り組んできた。その成果として市民と行政が協力して、環境に配慮した「環境モデル都市」を目指して努力している。「環境モデル都市」を目指す水俣市的一般廃棄物は、23分別によるリサイクル・資源化により、全国有数の資源化率を示し注目されている。ところがその水俣に、大手の道路建設会社・東亜道路の子会社 IWD が巨大な産廃処分場の計画を出してきた。

産廃処分場の計画地は、バブル期にゴルフ場計画で取得された広大な土地の転売により一括入手された場所である。ところがその処分場計画地は、水俣市の飲料水源地の上流にあり、さらに計画地の地元住民の飲料水は、処分場計画地から湧き出す湧水である。さらにこの地域は、土石流のおき易い地質であり2003年には土石流で15名の死者が出ている危険な場所であり処分場には不適当な場所である。

は じ め に

産廃処分場計画は、水俣川上流域の湯出川源流にある盆地状の山林で、バブル期にゴルフ場計画によって買い占められた場所への計画である。この地域の住民は、古くから豊富な湧水を飲み水として利用しており、さらにその下流域では水俣市の水道取水がされているのである。

交通のアクセスの良い山間地の安い土地には、以前からゴルフ場計画、産廃処

分場さらに墓地公園計画などが相場であった。その計画が頓挫して残った広大な単独の地権者が所有する土地の転売先として、産廃業者が名乗りをあげたのである。通常地権者が複数の場合、何名かが買収に反対すれば計画が実効できないことが多いが、今回はその心配がなく業者にとって好都合なケースである。売る側にとっても塩付け状態の広大な土地を買ってくれる業者が現れれば、これまた好都合である。

産業廃棄物の現状は、年間総排出量は4億トンと言われ、そのうち約5000万トンが処分場に持ち込まれているが、一方で年間総排出量の1割が不法投棄されているとも言われている。日本の産業活動は、不法投棄なしには成り立たないともいえる。従って産廃処分業者は、日本の産業界のために処分場をつくると大手を振って説明し、説明上は「すばらしい、エコロジカルな処理施設をつくるし、雇用の場もつくる」と言う。

許認可を出す県は、国や産業界の意向のもとに、「絵に描いたビジョンがすばらしいだけで安易に許可を出そうとする傾向が強い」のが現状のようにおもわれる。行政のその姿勢に後押しされて、産廃業者は、形式的な地元説明会を開催し、説明を早々に打ち切って次のステップにすすむのである。

1. 水俣の過去と現状

水俣市は、新日本窒素肥料（現在のチッソ株式会社）水俣工場の排水が原因で水銀中毒患者を多数出し、未だに未認定の患者が認定者よりもはるかに多く「公害の原点」と言わされてきた。しかし現在は、「悲惨な公害を経験した町だからこそ、環境に配慮した町づくりが必要」、「便利さだけの追求でなく、不便さを受け入れながら、環境にやさしいライフスタイルへ転換していく」と市民と行政が一致協力して「環境モデル都市」を目指して努力してきた。

水俣市民にとって、トラウマとも言える水俣病を乗り越えて、環境に配慮し、寸断された地域のきずなを回復するために「もやい直し」などに取り組んできた。日常生活から発生するゴミを環境汚染物質にしないために、徹底したゴミ分別を行い、23分別によるリサイクル・資源化に力を注ぎ、全国有数の資源化率とゴミ削減に成功した。

さらに市役所、学校、事業所ではISO14001の取得、「こどもエコセミナー」、環境水俣賞、環境マイスターの認定制度と精力的に取り組んで「環境モデル都市」になった水俣市である。これらのことことが評価され各地から、多く修学旅行生や社会見学の子ども達、さらに大学生や社会人が訪れる水俣市になった。

(1) 水俣の産廃処分場計画

ところがその環境モデル都市に、産業廃棄物の最終処分場が計画されている。最終処分場建設を計画しているのは、「IWD 東亜熊本（小林景子社長）」と神奈川県に本社を持つ東亜道路工業東京（柴田親宏社長）が水俣川源流（湯出川上流）の山林を買い占めて、広大な処分場を造ろうとしているのである。「IWD 東亜熊

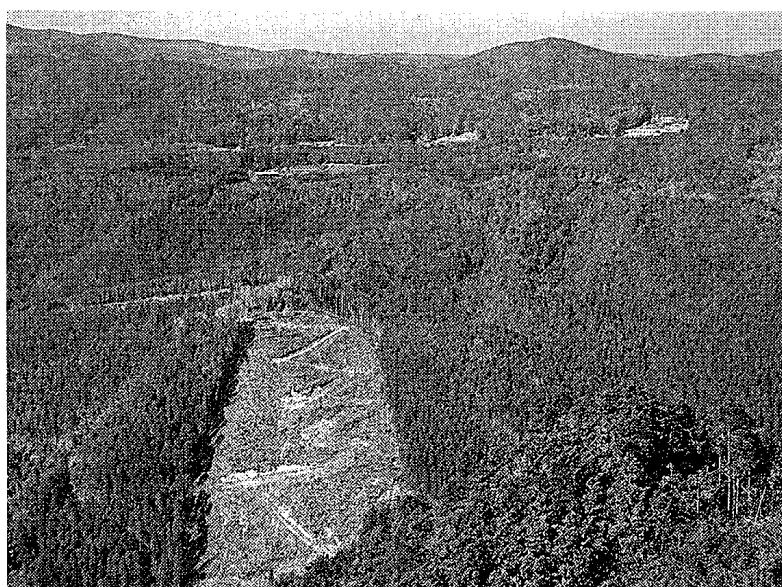


写真1 産廃予定地遠望



図1 産廃処分場予定地と水俣市の水道水源地の関係,
(水俣病センター相思社より)

本（株）は、環境インフラの整備という大義をかざして、民間の内陸型廃棄物処分場としては、日本で最大規模の建設計画である。

計画は、水俣市・湯出川上流の山間地（写真1、図1）の敷地面積96.2万m²に安定型（8.6万m²に196万m³の埋立て20年使用）と管理型（9.5万m²に203m³埋立て15年使用）の処分場を造る計画であった。これが途中で安定型は取りやめ、管理型にしほった。しかし、埋立て物の安全性からすれば管理型は、出されたほとんどのゴミを持ち込めることから、むしろ危険性が高まったと言えよう。

管理型は安定型処分場と違い、問題点は見えにくいが、なんでもありの産廃処分であり、水俣病の再発生になりかねない危険を含んでいると言えよう。ところで、正規に管理型処分場に持ち込めるものとして燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、タール・ピッチ類、廃石綿（二重梱包か固形化したもの）、廃プラスチク、ゴムくず、金属くず、動物の糞尿や動植物残渣、一般廃棄物などがある。

(2) 産廃業者の実態

ところが産廃業者は、処分料金のダンピング合戦なども含め、まともに埋立て規則にのっとって、埋め立てていては商売にならない体質がある。燃え殻にはダイオキシン・重金属類も含まれる焼却灰などを含み、これらの物質は、本来キレート剤による固定やセメント固化あるいは溶融固化、加熱脱塩素化処理などをすることになっている。しかしこれらの処理が特に産廃の場合どこまでやられているのか、補償はない。廃石綿の持ち込みも心配されるし、「金属くず」には自動車や家電製品などのシュレダーダストが含まれ重金属類やその他多くの危険物質が含まれる可能性が高い。

ところでシュレダーダスに含まれる重金属は、焼却灰と異なり、キレート剤処



図2 新聞・久留米市処分場水漏れ

理はおこなわれていない。管理型処分場は、ごみに触れて汚染した浸出水の集排水施設と遮水工（水漏れを防ぐ施設）がついていることになっているが、設計段階まではまともでも、完成したものがその通りに造られているとは限らないこともある。

また埋立て時に重機で遮水工にキズをつけることも少なくない。埋立て施設の適切な維持管理、設備の破損回避に考慮した埋立て作業などを行なうことが重要とされている。ちなみに、これまで河内が「水資源・環境研究」で何度か報告した「久留米市の管理型処分場」であるが、2005年4月から可動し、焼却灰と不燃ゴミの搬入が開始された。ところが可動から1年もしない、11月には、遮水シートとノリ面の保護シートの破損が起きている（図2. 新聞）。原因は、遮水シートに関しては接着不良であり、ノリ面保護シートでは作業員の埋め立て作業時の重機による破損と報告された。安全第一のはずの自治体の施設でさえもこの様な状況にあり、これらの課題が儲け主義の産廃業者にクリアできると考える方がおかしいであろう。

遮水工とは、地下水汚染を防ぐために、地面をカバーするものであり多くは1.5mmの合成ゴムなどでつくられている、あるいは透水性の低い粘土層（不透水性粘土層）などのこともある。何十トン、何百トンも乗せられるゴミの底に1.5mmのシートを敷いたから水漏れしないと考える役人の頭が不思議であるし、不透水性粘土層と付いているが水を通すに時間がかかるだけで漏れるのである。

事業の進捗状況からすると、環境影響評価調査が2004年4月から2005年秋まで実施され、熊本県への許認可申請が2005年秋から2006年春を経て、間もなく建設工事にかかる段取りであり、2007年には供用開始を目指していた。しかし、地元説明会では今年度中には、提出したいとしていたアセスメント準備書は、結局2007年になって提出された。2007年の3月11日に一回目の住民説明会が行なわれ、住民からの多くの質問に対して事業者であるIWDは、明確に回答できず立ち往

生し、再度の説明会の開催となった。

再度の説明質問会は5月13日の開催で、事業者IWDは北九州市立大学大学院国際環境工学研究科教授の乙間末廣氏に司会を依頼していたが、この方は元国立環境研究所の役人だけに役所のやり方どおりに予定の時間が来たら、質問者の質問はカットしてきれいにお終にした。

十分に住民の疑問や不安、質問に答える必要は無く、形式的に説明会をやれば良いという、役所の手法どおりに終了させた。また乙間氏は最初の挨拶で、「住民説明会はアセス準備書の技術的内容について説明する場で、設置の妥当性についての質問をする場ではない」という認識を披露した。このことは、「住民説明を形式的なものとし、アセス準備書が不十分なアワセメントでも良い」とするようなものである。このような態度では、安心安全な処分場など、到底造れないであろう。

2. 建設予定地は市民の水がめ

建設予定地は、図1に示すように水俣市の水源地であり、水俣市民の6割以上の飲み水を供給している地域であり、さらに予定地周辺では湧き水を直接を引いている家庭が少なくないことから、直接汚染水の影響が心配される（写真2）。また処分場予定地は、湯出川の支流にあり、「湯の鶴温泉」のすぐ近くに位置することから、温泉への影響も懸念される。

わが国では、水源地に最終処分場を造ることが禁止されていない（認められている）という、根本的な問題がある。処分場として狙われるのは、過疎地の山間地が圧倒的に多く、バブル期にはゴルフ場とリゾート施設に狙われ、その時期に買いあさられた土地が、不良債権化して、現在は最終処分場になっている所が少なくない。



写真 2 現地の湧き水

この地も当初ゴルフ場計画があり、隣接地にはゴルフ場ができたが不幸にも？（ゴルフ場になっていれば、処分場計画は無かった）ここは取り残された。そのあといいくつかの転売を経て「IWD 東亜熊本（株）」が入手した。通常は、まとまつた土地を手に入れるには、細かく分筆された土地を買い集める必要があり、反対する地権者が必ず出るが、リゾート計画などでまとめられた土地であったことが、産廃処分場を造る側からすると好都合なのである。しかもバブルがはじけて、山間地の地価は下落して入手しやすくなっている。

そもそも山間の過疎地は、反対する人間が少なく、造る側にはもってこいの場所である。しかも、いまだに水源地保護条例は名前だけで、ゴルフ場や最終処分場の規制には力がない。だれでもすぐに思いつくことであるが、水源地の汚染は「天に唾する行為」である、それにもかかわらず「規制できず止められない」とは、いかに法律が不備であるかを示している。

そもそも水俣市は、チッソ水俣による水俣病発症地であり、いまだに多くの犠牲者が苦しんでいる地である。水俣病も国の政策と産業界の利益主義によって起きた不幸なできごとであるが、国も産業界もいまだに、水俣病から多くの教訓を

学ばず、利益最優先で根本的な対策を立てないままに新たな問題を起しているといえよう。その典型的例が、いまだに「危険な汚染物質も薄めて捨てれば安全」としていることであり、生物濃縮の問題が存在することは明確な事実であるにもかかわらず無視されている。その延長上に水源地保護条例は、名前だけと言われる理由がある。

廃棄物政策も、これにのっとって安易に形式的な安全対策はたてるが、根本対策はたてない。その1つは、ダイオキシン対策であり、発生源対策になる塩ビの規制は一切せず、この財政逼迫時期に高温焼却によって発生を減らす方針を出し、新たな焼却炉特需をつくった。政府は、焼却炉メーカーにビジネスチャンス与え、多くの自治体や一部事務組合では、未完成で事故が多発している試作段階の高温焼却炉を、談合の疑いがもたれるなかで発注している。その結果として、重金属もダイオキシンも欧米先進国に比べて大量に発生し、また処分場への持ち込みも甘い基準で扱われている。もちろん欧米先進国では、地下水汚染を起す処分場を水源地に造るなどできないように規制されている。

そのような問題の多い産業廃棄物の大規模な処分場を、「環境モデル都市・水俣の水がめ」に新たに造ろうとしているのである。

3. ゴミの最終処分場は安全ではない

現状の日本のゴミ処理政策では、最終処分場が安全とは言えないというのが結論であろう。

旧環境庁は、「廃棄物の質の多様化に伴い安定型最終処分場の滲出水から有害物質が検出されるなど、各地で最終処分場をめぐるトラブルが頻発し、国民の間に廃棄物処理に対する根強い不信感が生じている」と問題を認めている。

最終処分場の信頼問題は、安定型処分場だけではなく管理型でも同様に安全性

は破綻しているのが現状であり、安全性は確保されているとは言えない。すぐに汚染が起きるか、時間的に先に伸びて汚染が起きるかの違いがあるだけである。むしろ時間がずれて起きる汚染による被害は、原因が明確にはなりにくく、汚染発生源の責任を曖昧にするに都合が良いだけといえよう。

(1) 水俣市民の英知が示された市長選挙

江口前水俣市長は、産廃問題に中立と言い続け「中立だから IWD 東亜熊本と交渉できると言ってきた」。解決には「土地を買うしかないと早々に唱え」、また「市民の県に対する産廃反対署名提出時も同席しながら、市民と別の席に座り中立と言ってきた」。

さらに選挙のための市民向け公開討論（06/1/24）では、現職江口氏は、「県に聞いたら産廃処分場の件は、あと10年はかかることから、今回の選挙の争点にする必要は無い」とおかしな発言をしている。しかしながらこの討論会の司会に追及質問されて、誤魔化しきれずに？選挙戦本番・投票日10日前のギリギリの段階になって「産廃反対」と言い換えたと言われている。

良識ある多くの水俣市民は、早くから産廃に反対して立ち上がっていた。市長選挙では産廃処分場問題が争点になり、曖昧な現職江口市長の姿勢に対して、最初から明確に産廃処分場に反対を唱えて立候補した宮本勝彬氏（元水俣市教育長で、長く学校現場で教員もしておられた）を選んだ。たまたまこの選挙の当日（06/2/5）に水俣市の産廃処分場計画地の現地視察で訪問した河内は、現地関係者の聞き取りのために宮本氏の選挙事務所（産廃処分場阻止のために応援していた）を訪問したが、選挙事務所の寄せ書きや支持者の熱気に宮本氏の勝利を感じた。寄せ書きには、宮本氏の教員時代の仲間や教え子達の熱いメッセージと信頼が書かれており、また宮本氏にも直接会うことができ、誠実で信用できる人柄であることを肌で感じた。

(2) 予定地周辺は豪雨災害地

産廃処分場の建設予定地は、2003年7月20日の集中豪雨で斜面崩壊して土石流が発生した地域である（写真3）。宝川内集落地区周辺の地質は、四万十層群の砂岩、頁岩互層を基盤とし第三紀鮮新世の火山活動によって噴出した肥薩火山岩類がそれを被っている。今回の崩壊では、肥薩火山岩類の中の安山岩溶岩と凝灰角礫岩とが崩壊に関与しているものと思われる。

予定地周辺の地質状況

予定地周辺で起きた、平成15年7月（2003年7月）の土石流災害について以下のように報告している「九州地方の豪雨災害調査速報（土木学会・地盤工学会合同調査団）」。

①崩壊地付近の安山岩溶岩は、特異な風化特性を有しており種々の岩相が認められる。多亀裂性または多孔質の風化岩が地表まで露出している状況で、表層土の発達が悪い。そのため、降雨は容易に浸透し深層風化を助長していた。②崩壊地では安山岩溶岩と凝灰角礫岩との境界が約20°で流れ盤構造の可能性がある。③特に、凝灰角礫岩最上部は赤色凝灰岩や紫灰色凝灰岩が成層しており、これら

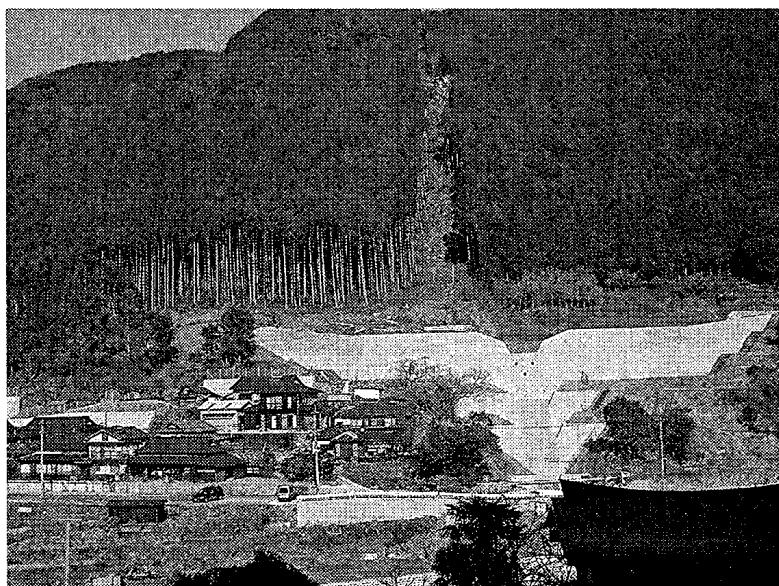


写真3 現地土砂崩れの復旧現場

の層は難透水層と判断される。④崩壊地の安山岩層の下部には脆弱質の風化軟岩が数m～5mの厚さで分布しており、この層が脆弱化し（または脆弱化していた）下位の凝灰角礫岩をすべり面としてすべったと推定される。崩壊のすべり面形状は2つの直線からなる直線すべり的である。また、風化層は含水すると泥濘化する性質を持っており、工学的物性を更に究明する必要がある。⑤崩壊のメカニズムとしては、一次崩壊として柱状節理の発達する弱風化安山岩岩盤の下位に分布していた脆弱質軟岩層の強度低下やパイピングが考えられ、弱風化安山岩岩盤が崩壊したものと推定される。それによって支えを失った弱風化安山岩岩盤より上位の風化層が二次崩壊を起こし、一次崩壊面に堆積している。⑥滑落崖頭部付近の自然地山に生じた開口クラックや段差の状況を勘案すると、更に崩壊が拡大していく可能性もある。

現在災害復旧工事が継続されているが、上記にもあるように「崩壊が拡大する可能性もある」ことから大規模な処分場工事を行なうことは危険である。

(3) 松本幡郎博士（元熊大教授、理学博士・地質学）は建設に反対

松本先生は、地質学者として、九州一円の地質調査をされてきたが、産廃処分場の建設計画に対して次のような視点から反対されている。（引用「水俣市長崎地域の地下水について」より）

- ① 湯出川と鹿谷川に挟まれた地域に約90戸の住民が生活し、問題の西部湧水を生活用水・家庭用水として利用している。
- ② この西部湧水は、一つの矢筈岳溶岩からのものである。
- ③ 溶岩の下部に難（不）透水性の岩盤（凝灰角礫岩）があり、この中から水を見いだすことは至難の業であり、見込みは無い。
- ④ この西部湧水は、無限のものではなく、有限であることから、貴重な資源として利用すべきである。

- ⑤ この西部湧水の水量減少や水質悪化の恐れのある加工は許されない。
- ⑥ 最も良いのは、このまま自然の状態を残し、大切な水資源を守るべきである。
- ⑦ 人類文明の発達は、水に恵まれた地域であることを認識すべきである。日本は、水に恵まれた国と思っているが、一人当たりの利用水はアフリカの砂漠の住民より少ないのであり、決して恵まれているのではない。
- ⑧ 以上のことより、ここに産廃処分場を設置すべきではない。

松本先生は、広く九州一円の地質に造詣が深く、現地も踏査されておられる地質学者である。久留米市高良内杉谷の管理型処分場の建設地に関して、裁判の証人として断層が存在すること、岩石の節理の方向が流れ目であること及び、処分場に隣接して地すべり地のあることから、処分場建設に不適地であることを証言されている。

文献

原田正純編著『水俣学講義』日本評論社、2004年

平成15年7月梅雨前線による九州地方の豪雨災害調査速報

(土木学会・地盤工学学会 合同調査団),

<http://www.jsce.or.jp/report/22/report/index.html> (accessed 2006-7-24)

水俣病センター相思社機関紙「ごんづい」2005, 87号